

令和8年3月10日
新潟県教育委員会

3月10日付けで、教職員6人に対して下記のとおり懲戒処分を行いました。

記

No.	被処分者	処分内容	事件の種類	事件の概要
1	長岡市立 旭岡中学校 伊部 拓也 主任 36歳	免職	横領 不適正受給	令和4年7月から令和7年5月までの間、勤務する同校において、学校徴収金等から総額22,462,551円を横領し、そのうち13,969,301円を私的に流用した。 また、令和7年1月から4月分の時間外勤務時間を水増しして虚偽の申請を行い、197,815円の時間外勤務手当を不正に受給した。
	中越地方 中学校 校長 50代	戒告	管理監督責任	上記当該校において、学校会計の支出及び管理監督責任者でありながら、会計執行におけるチェックを十分に行わず、上記主任の学校徴収金等からの横領を防ぐことができなかった。
	下越地方 中学校 校長 50代	戒告	事務処理不適正	上記当該校に当時、教頭として在籍していた際、本来、教頭が銀行印を保管し押印することになっていたところ、校長に無断で上記主任に銀行印を預け、保管することを容認した。

2	中越地方 中等教育学校 教頭 50代	戒告	個人情報紛失	入学者選抜業務における個人情報 が保存されているUSBメモリの適切な 管理体制の構築と運用を怠ったこと により、平成27年度から令和7年度 までの受検生813人分の個人情報を 紛失する事態を招いた。
	下越地方 高等学校 校長 50代	戒告	管理監督責任	上記当該校に当時、校長として勤務 していた際、管理監督者として、当該 USBメモリを適正に管理することを指 導、監督する立場であったにも関わら ず、それを怠ったことにより、個人情 報を紛失する事態を招いた。
3	下越地方 高等学校 教諭 50代	減給1月	体罰	令和7年12月、生徒に服装について 指導した際、当該生徒がその場を立ち 去ろうとしたため、当該生徒の後ろに 結んでいた髪をつかんだところ、当該 生徒の髪が抜けた。

【本件についてのお問い合わせ先】

No. 1 については

義務教育課 電話 025-280-5886

課長 川村 (内線 3850)

課長補佐 山川 (内線 3851)

No. 2 及びNo. 3 については

高等学校教育課 電話 025-280-5040

課長 頓所 (内線 3870)

課長補佐 安達 (内線 3845)